

1 「存在と尊厳」を支える

(1) 路上での出会い

先日、高齢者施設でMさんが亡くなった。

Mさんと会った10年前の日を今でもよく憶えている。裁判期日を終え、東パブの同僚と二人、霞ヶ関からの丸ノ内線を池袋で降りて事務所への道を歩きかけた時だった。強い陽射しの中、路上にしゃがみこむような、横たわるような、一人の高齢の女性が目に入った。ぼろのような布は纏っているが、やせ細った身体とは合っておらず、直視するのも気まずさを覚えるような、ほとんど裸に近い状態だった。

池袋駅周辺にホームレスの人たちは少なくない。2、3歩通り過ぎたが、そこで少し逡巡して、同僚と二人で彼女の元に戻って声をかけた。司法アクセス障害の解消を事務所のミッションとして掲げながら、所員全員が通る道にいる彼女の存在を放置することは、矛盾するように感じたからだった。

「大丈夫ですか？ 必要なものはありますか？」そう問いかけると、彼女は「あんたはタバコやるのかい？」と言った。目はこっちを見ているようでいて、どこもなく焦点が定まっていなかった。おそらく何らかの精神的な疾患があると思われた。「タバコはないです。何か食べ物はありますか？」「私はタバコやらない人とは付き合わないんだけどねえ。甘いのは、何かあるかい？」

(2) 伴走—生活保護申請、退院支援、遺産分割

あまり会話にならなかった。いったん事務所に戻って、法律相談を数件した後、コンビニでお菓子を買ってもう一度行った。さっきよりは話ができた。

次の日から、毎日お菓子を持って声をかけた。少しずつ口数が増えていった。その中で、池袋のホーム

レス支援団体のスタッフの名前が出てきたため、連絡を取ってみた。「Mさんですね。私たちも随分前から関わっているのですが、支援拒否的なところがあって。おそらく統合失調症があると思います。以前生活保護も受けていたと思いますが、途中でいなくなったりして続かないんです。」

何日かして、路上で食べるのはなんだから、と、近くの事務所まで来ることを誘った。Mさんはやってきた。しばらくして毎日事務所に来ては相談室でおやつを食べることが彼女の日課となった。私たちは事務所の朝礼で、「今日のMさん」を共有し、事務所全体で彼女が来やすい雰囲気作りを心がけた。

信頼関係ができたと感じられた頃、次のステップに移った。地元NPOと連携をしたシェルター入居から、弁護士が窓口に同行しての生活保護申請、医療への受診を経て、紆余曲折があったが、アパート暮らしが始まった。

そこから日常生活のサポートはNPOのスタッフの方をお願いしたが、トラブルがあれば私たちが関与することとした。アパート生活が始まって間もなくして生じた症状悪化と入院時には、面会を重ね退院に向けて医師や福祉課との調整をした。姉が亡くなったとの通知が来たとの連絡を受けて、遺産分割手続きの代理をし、彼女が正当な配分を受けられるようにした（この過程で、彼女は資産家出身であったが、精神疾患のために自身の財産管理をうまくできずに路上暮らしとなってしまったことがわかった）。彼女はその後、介護付きの高齢者施設に入った。好みのはっきりした人であったが、すっかり気に入ってくれた。親身に関わってくれていたNPOのスタッフの方と一緒に、お小遣いを持って近くのコンビニにおやつを買いに散歩に行くのが楽しみだと繰り返し言っていた。

(3) 成年後見、そして看取り

途中、私たちは、判断能力万全とは言えなかった彼女が貴重な資産をしっかりと使っていけるように、保佐申し立てを行った。そこで、東パブが法人として保佐人に選任され、私が最初の担当弁護士となった。東パブの弁護士は任期制で入れ替わりがあり、私もその後留学で事務所を出たが、他の弁護士が引き継ぎ、最終的には当事務所の後見班（法人後見を専門的に対応する弁護士と社会福祉士のチーム）において彼女を看取った。出会いから10年が経過していた。彼女は、出会った当初は人への不信感から時折攻撃的な対応をしたが、晩年の彼女は穏やかで、甘いものを好み、やせ細ったかつての姿は想像できなくなっていた。

* * *

彼女が安らかに天寿を全うしたことを知った時、その来し方を振り返り、私たちの事務所の役割を再確認した。路上での困窮、生活保護申請、精神科病院への入院、相続、認知機能の低下といった、一人の方の人生のさまざまな時期の課題に、法的知識と地域でのつながりを活かしながら10年間サポートし続け、その穏やかな晩年に貢献することができた。路上で、さまざまな否定の中で、文字通り踏み潰されそのまま消えてしまいそうだった一人の存在とその尊厳を、10年間かけて回復し、まもり、ささやかかもしれないが幸せの断片をその手に握ってもらった。

このことを、この地域で、一定規模で、継続的に展開できるのは東パブしかないだろう。そのことへの自負とともに、東パブの存立を支え続ける当会の一員であることを誇りに思った。

2 今、公設事務所の役割とは

市民の中の法曹を標榜した司法制度改革が始まってから20年以上が経つ。公設事務所は、この改革の申し子であり、駆動役であり続けた。東パブだけでも、司法過疎を解消するため、50人近い日弁連ひまわり基金法律事務所および法テラススタッフ弁護士を養成して全国各地に送り出してきた。行政福祉機関と連携し、生活困窮者の法的紛争に対応するため、常時700件以上の民事法律扶助事件を受任している。また、法の救済が及んでいない人にアウトリーチするための、さまざまなプロジェクトを立ち上げてきた。例えば、急増する外国人住民の方の法的課題に多言語と専門性で対応する外国人国際部門（FISS）、虐待事案や無資力案件等、後見人のなり手が少ない成年後見にチーム体制で取り組む後見部門（現在100件程度）などがそれだ。

司法制度改革が生んだものについては弁護士の中でもさまざまな意見がある。しかし、弁護士人口が増大しても、法テラススタッフ弁護士が生まれても、インターネットが発達しても、その隙間で法的救済にたどり着けずにいる人が未だ少なくない現実がある。毎日何万人の人が通り過ぎる雑踏にMさんが長いことひとりしゃがみこんでいたように。社会構造に目を凝らし、こぼれ落ちそうな人たちにアウトリーチし続け、地域のネットワークを活かしながら対応する、そんな公設事務所の役割とその責務の大きさを感じ続ける日々である。